

こ成事第 370 号
令和 5 年 8 月 22 日
こ成事第 548 号
令和 5 年 12 月 19 日
こ成事第 659 号
令和 6 年 9 月 2 日
こ成事第 787 号
令和 6 年 12 月 25 日
こ成事第 787 号
令和 6 年 12 月 25 日
こ成事第 469 号
令和 7 年 8 月 29 日
こ成事第 183 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市 町 村 長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」
(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用すること
とされたので通知する。

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

- 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) 児童福祉施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「児童福祉法」という。）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発	児童福祉施設	助産施設	第一種助産施設 第二種助産施設
		乳児院	

児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とする。）、同法第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成施設、同法第 6 条の 3 第 1 項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第 3 項に基づく子育て短期支援事業所、同条第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第 7 項に基づく一時預かり事業所、同条第 8 項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第 16 項に基づく社会的養護自立支援拠点事業を行う事業所（以下「社会的養護自立支援拠点事業所」という。）、同条第 18 項に基づく妊産婦等生活援助事業を行う事業所（以下「妊産婦等生活援助事業所」という。）、同条第 20 項に基づく児童育成支援拠点事業所、同法第 10 条の 2 第 1 項 に基づくこども家庭センター、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に基づく利用者支援事業所、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の 2 に基づく産後ケア事業を行う施設、平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設	一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所	母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	
---	---	---	--

(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	こども家庭センター		
	利用者支援事業所		
	産後ケア事業を行う施設		
	子育て支援のための拠点施設		
	その他施設		

(注 1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、令和 6 年 3 月 30 日付こ成環第 113 号こども家庭庁成育局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。)に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週 3 日及び週 4 日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の 4 の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は 4 の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注 2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第 27 条に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

(2) 障害児施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業(同条第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 4 項に規定する放課後等デイサービス)	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所		

スに限る。)を行う事業所、同条第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第 6 項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第 7 項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第 7 条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童福祉施設	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 児童発達支援センター
(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等	既存施設について令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 426 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既

		存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡 張	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整 備	スプリンクラー設備等整備	令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 422 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 431 号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備	令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 440 号こども家庭庁成育局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」により整備をすること。
	防犯対策強化に係る整備	令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 429 号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
	応急仮設施設整備	令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 428 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

	避難スペース整備	令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。
--	----------	---

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは市町村
ク 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ケ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
コ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
サ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	指定都市、中核市若しくは市町村
シ こども家庭センター	児童福祉法第10条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
ス 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
セ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
ソ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村

(2) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村
-----------	-------------------	-------------------

(2) (1) の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI 事業」という。）。

(3) 令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 437 号こども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 2 項又は第 3 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市（障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。）が行う補助事業（(8)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第 35 条第 4 項	児童福祉法第 34 条の 3

リ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等）
--	----------------------	---

（６）次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（７）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	
ウ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項	
エ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項	
オ 一時預かり事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項	
カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項	
キ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	
ク 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項	
ケ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項	

コ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 20 項	
サ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の 2	
(2) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注)「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 8 項、社会的養護自立支援拠点事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 16 項、妊産婦等生活援助事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 18 項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 3 項、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 6 項、一時預かり事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 7 項、児童育成支援拠点事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 20 項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号、母子保健法第 17 条の 2 に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(7) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(8) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
--------	--------	-------

児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
---------------------	------------------	------------------------------

（交付金の対象除外）

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- （１）土地の買収又は整地に要する費用
- （２）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （３）職員の宿舎に要する費用
- （４）防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- （５）その他施設整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、（１）及び（２）については、財政力指数が 1.0 未満の都道府県等又は交付年度の交付額（（１）から（３）までに定める整備事業を含めた全ての整備事業を（４）により算出することとした場合の交付額とする。）の合計額が 1 億円を超えない都道府県等が策定する整備計画に記載された施設整備事業に限るものとする。

（１）「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和 6 年 3 月 12 日付こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知別添。以下「策定要領」という。）の 3 の（９）の計画を策定し、かつ、以下の i ～ iii の要件をいずれも満たし、『「施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和 7 年 2 月 5 日付こ支家第 47 号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業

- i 令和 11 年度末までに小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。
- ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあつては、「ケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

iii 令和 11 年度末までにケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

ア 6 の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 又は別表 1－2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 又は別表 1－2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（２）産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業

ア 6 の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(4) (1)～(3)以外の場合

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年

法律第 189 号) 第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表 2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08 を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の (5) から (8) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額 (社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の (5) から (8) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の (5) から (8) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により

算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(4) 次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

1 区 分	2 対象施設の種類
① 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設
② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設

③ 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）	乳 児 院 児 童 心 理 治 療 施 設 障 害 児 入 所 施 設
④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 1 2 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設（以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」という。）	児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。） 障 害 児 施 設 等
⑤ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第 2 条に規定する公害防止対策事業として行う場合（以下「公害防止対策事業」という。）	障 害 児 施 設 等

（経過措置）

- 10 当面の間、8 の（1）については、財政力指数が 1.0 以上であって、交付年度の交付額（8 の（1）から（3）までに定める整備事業を含めた全ての整備事業を 8 の（4）により算出することとした場合の交付額とする。）の合計額が 1 億円以上の都道府県等が策定する整備計画に記載された施設整備事業を含めることとして差し支えない。

（交付金の概算払）

- 11 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

- 12 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- （1）都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合（（2）に掲げる場合を除く。）
- ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方

厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ス この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する施設整備事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

13 この交付金の交付の申請は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

14 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12 に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

15 地方厚生（支）局長は、12 又は 13 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

16 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙 4 の様式により工事に着工した日から

10 日以内に、また、工事進捗状況については別紙 5 の様式により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

- 17 この交付金の事業の実績報告は、別紙 2 の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（11 の（1）のウ又は（2）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

- 18 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 19 特別の事情により 8、13、14、16 及び 17 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 イ 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)	別表 1 - 4 のとおり

とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業
計画に基づく事業として
行う場合には別表 2 に掲
げる 1 施設当たり交付基
礎点数を基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇
年計画に基づく事業とし
て行う場合には別表 2 に
掲げる 1 施設当たり交付
基礎点数を基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業
計画に基づく事業として
行う場合には別表 2 に掲
げる 1 施設当たり交付基
礎点数を基準とする。

ウ 1 世帯当たり交付基礎点
数を適用する場合

(ア) 別表 2 に掲げる 1 世帯
当たり交付基礎点数に定
員（世帯）を乗じて得た
ものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく
事業として行う場合には
別表 2 に掲げる 1 世帯当
たり交付基礎点数に定員
（世帯）を乗じて得たも
のを基準とする。

(ウ) 津波避難対策緊急事業
計画に基づく事業として
行う場合には別表 2-1
及び 2-2 に掲げる 1 世
帯当たり交付基礎点数に
定員（世帯）を乗じて得
たものを基準とする。

エ 1 グループケア当たり交
付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表 2 に掲げる 1 グル
ープケア当たり交付基礎
点数にグループケア数を
乗じて得たものを基準と
する。

(イ) 沖縄振興計画に基づく
事業として行う場合には
別表 2 に掲げる 1 グル
ープケア当たり交付基礎点

数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五年計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

オ 一部改築及び拡張

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第 433 号令和 5 年 8 月 22 日）により算出されたものを基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第 3 条第 1 項第 3 号に規定された

	離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して 0.08 を乗じて得たものを加算する。	
	キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）別表 1 に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。 ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。 〈対象施設〉 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	
	ク 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（成事第 435 号令和 5 年 8 月 22 日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。	
	ケ 1 拠点当たり交付基礎点数を採用する場合 別表 2 に掲げる 1 拠点当たり交付基礎点数を基準とする。	

		コ 公害防止対策事業として行う場合 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。		
	特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 1－2

算 定 基 準

(別表 1－1、別表 1－3、別表 3、別表 4 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額を 2,000（児童厚生施設（令和 5 年 12 月 19 日こ成事第 568 号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」で定めた整備に該当する場合は除く。以下本表及び次表において同じ。）については 3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を 2,000（児童厚生施設については 3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を 2,000（児童厚生施設については 3,000）で除して得た点数とする。 耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積り	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	別表 1－4 のとおり

	スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	別表 2 による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	
	仮施設設置 備工事費	大規模修繕等については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額を 2,000 (児童厚生施設については 3,000) で除して得た点数 (以下「実支出額を 2,000 (児童厚生施設については 3,000) で除して得た点数」という。) がこれに満たないときは、実支出額を 2,000 (児童厚生施設については 3,000) で除して得た点数とする 耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。 ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 イ 1 世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表 2 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員 (世帯) を乗じて得たものを基準とする。	仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

応急仮施設 設整備	次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者の見積り なお、これにより難しい特別の事情があるときは、こども家庭庁長官が必要と認める点数とする。	障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 ただし、次に定める費用は除く。 (1) 交付要綱 7 (2) (3) に定める費用 (2) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。） (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用 (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。 (6) その他災害復旧費として適当と認められない費用 (7) 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用
----------------------	--	---

算 定 基 準

(防犯対策強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。 ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数を基準とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り ※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。 イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	別表 1－4 のとおり

		(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方を見積り ※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。	
--	--	---	--

別表 1－4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の 8（１）の事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2／3	[－]	[1／3]
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2／3	[1／3]	[－]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2／3	[－]	[1／1 2]	[1／4]
都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2／3	[1／1 2]	[－]	[1／4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

②交付要綱の 8（２）の事業として行う場合

１．施設の設置主体が市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2／3	[ー]	[1／3]

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2／3	[ー]	[1／1 2]	[1／4]
都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2／3	[1／1 2]	[ー]	[1／4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③交付要綱の８（３）の事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1／2	〔 1／4 〕	〔 1／4 〕
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1／2	〔 1／2 〕	〔 － 〕

注 〔 〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1／2	〔 － 〕	〔 1／4 〕	〔 1／4 〕
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1／2	〔 1／4 〕	〔 － 〕	〔 1／4 〕

注 〔 〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④交付要綱の８（４）の事業として行う場合

１．施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1／3	〔 1／3 〕	〔 1／3 〕
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1／3	〔 2／3 〕	〔 － 〕
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1／2	〔 － 〕	〔 1／2 〕
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1／2	〔 1／2 〕	〔 － 〕

注 〔 〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

２．施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1／3	〔 － 〕	〔 1／3 〕	〔 1／3 〕
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1／3	〔 1／3 〕	〔 － 〕	〔 1／3 〕
児童厚生施設以外 （市町村が設置主体に補助する場合）	1／2	〔 － 〕	〔 1／4 〕	〔 1／4 〕
障害児施設等 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1／2	1／4	－	1／4
児童厚生施設及び障害児施設等以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1／2	〔 1／4 〕	〔 － 〕	〔 1／4 〕

注 〔 〕内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表 1－4

交付要綱の 9（国の財政上の特別措置）に基づく整備

①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院	2／3	{－}	{1／3}
都道府県が設置する場合 ・乳児院	2／3	{1／3}	{－}
市町村が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3／4	{－}	{1／4}
都道府県が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3／4	{1／4}	{－}

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院	2／3	{－}	{1／12}	{1／4}
都道府県が補助する場合 ・乳児院	2／3	{1／12}	{－}	{1／4}
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	2／3	1／6	－	1／6
市町村が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3／4	{－}	{1／8}	{1／8}

都道府県が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3 / 4	[1 / 8]	[-]	[1 / 8]
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設 (主として、重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させる施設に限る。)	4 / 5	1 / 10	-	1 / 10

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設	2 / 3	1 / 6	-	1 / 6

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③ 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・障害児施設等の場合	2 / 3	1 / 6	—	1 / 6

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④ 公害防止対策事業として行う場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
障害児施設等	5.5 / 10	2.5 / 10	—	1 / 5

別表 2

■ 交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 た り	8,609
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 た り	4,481
初度設備相当加算	1 人 当 た り	74
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 た り	630
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 た り	1,260
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 た り	1,890
心理療法室整備加算	1 施設 当 た り	23,324
助産施設本体	1 人 当 た り	4,552
初度設備相当加算	1 人 当 た り	501
乳児院本体	1 人 当 た り	2,872
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 た り	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 た り	34
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	2,800
心理療法室整備加算	1 施設 当 た り	23,324
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 た り	789
初度設備相当加算	1 人 当 た り	64
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 た り	689
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	991
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 た り	4,481
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 た り	4,763
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 た り	123
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 た り	57
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	4,644
心理療法室整備加算	1 施設 当 た り	38,681
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 た り	1,310
初度設備相当加算	1 人 当 た り	107
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 た り	1,143
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	1,643
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 た り	7,431

	単位	交付基礎点数
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 た り	10,398
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	74
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	23,324
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世 帯 当 た り	5,716
初度設備相当加算	1 世 帯 当 た り	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人 当 た り	991
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人 当 た り	1,421
初度設備相当加算	1 人 当 た り	20
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施 設 当 た り	19,096
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	1,510
小型児童館 (交付要綱 8 (3) に該当する場合) (217.6㎡以上)	1 施 設 当 た り	28,644
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	2,266
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施 設 当 た り	14,626
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	1,510
小型児童館 (交付要綱 8 (3) に該当する場合) (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施 設 当 た り	21,940
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	2,266
児童センター (336.6㎡以上)	1 施 設 当 た り	28,768
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	1,510
児童センター (交付要綱 8 (3) に該当する場合) (336.6㎡以上)	1 施 設 当 た り	43,152
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	2,266
大型児童センター (500㎡以上)	1 施 設 当 た り	38,382
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	2,734
移動型児童館用車両	1 施 設 当 た り	2,256
大型児童センター (交付要綱 8 (3) に該当する場合) (500㎡以上)	1 施 設 当 た り	57,574
初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	4,101
移動型児童館用車両	1 施 設 当 た り	3,384

	単位	交付基礎点数
児童養護施設本体	1 人 当 た り	4,394
初度設備相当加算	1 人 当 た り	74
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	6,822
心理療法室整備加算	1 施設当たり	23,324
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人 当 た り	1,608
初度設備相当加算	1 人 当 た り	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	991
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人 当 た り	258
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	4,481
児童養護施設本体 （交付要綱8（1）に該当する場合）	1 人 当 た り	7,288
初度設備相当加算	1 人 当 た り	123
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	11,313
心理療法室整備加算	1 施設当たり	38,681
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人 当 た り	2,667
初度設備相当加算	1 人 当 た り	107
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	1,643
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人 当 た り	428
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	7,431
児童心理治療施設本体	1 人 当 た り	5,199
初度設備相当加算	1 人 当 た り	74
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	6,305
心理療法室整備加算	1 施設当たり	35,849
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	4,481
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2,168
初度設備相当加算	1 人 当 た り	61
児童自立支援施設本体	1 人 当 た り	6,175
初度設備相当加算	1 人 当 た り	74
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 た り	7,267
心理療法室整備加算	1 施設当たり	23,324
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	4,481
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2,168
初度設備相当加算	1 人 当 た り	61

	単位	交付基礎点数
児童家庭支援センター本体	1 施設当たり	14,161
里親支援センター本体	1 施設当たり	14,161
職員養成施設本体	1 人当たり	2,412
初度設備相当加算	1 人当たり	74
小規模住居型児童養育事業所	1 人当たり	6,247
初度設備相当加算	1 人当たり	74
児童自立生活援助事業所	1 人当たり	5,701
初度設備相当加算	1 人当たり	74
子育て支援のための拠点施設本体	1 施設当たり	11,576
地域子育て支援拠点事業所	1 施設当たり	11,576
一時預かり事業所	1 施設当たり	11,576
子育て短期支援事業所	1 人当たり	6,247
初度設備相当加算	1 人当たり	74
社会的養護自立支援拠点事業所	1 施設当たり	11,576
初度設備相当加算	1 世帯当たり	64
居室等整備加算	1 世帯当たり	5,716
妊産婦等生活援助事業所	1 施設当たり	11,576
初度設備相当加算	1 世帯当たり	64
居室等整備加算	1 世帯当たり	5,716
児童育成支援拠点事業所	1 施設当たり	11,576
こども家庭センター	1 施設当たり	11,576
利用者支援事業所	1 施設当たり	11,576
産後ケア事業を行う施設	1 世帯当たり	5,716
初度設備相当加算	1 世帯当たり	64
産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1 世帯当たり	7,621
初度設備相当加算	1 世帯当たり	86

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号)こども家庭庁・成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。)については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（１施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員	20人 以下	都市部	88,679
				標準	84,457
		21人 ～ 40人	都市部	178,095	
			標準	169,615	
		41人 ～ 60人	都市部	296,919	
			標準	282,780	
		61人 ～ 80人	都市部	417,855	
			標準	397,958	
		81人 ～ 100人	都市部	537,689	
			標準	512,085	
		101人 ～ 120人	都市部	657,339	
			標準	626,038	
		121人以上	都市部	777,081	
			標準	740,078	
	訓練事業等整備加算			都市部	37,585
				標準	35,796
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	123,784
				標準	117,890
	短期入所整備加算			都市部	10,199
				標準	9,714
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,854
				標準	11,290
	障害児相談支援整備加算			都市部	8,472
				標準	8,069
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,641
				標準	5,373
	小規模グループケア整備加算			都市部	18,195
				標準	17,329
	避難スペース整備加算			都市部	32,714
				標準	31,157
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員	20人 以下	都市部	48,796
				標準	46,473
		21人 ～ 40人	都市部	98,238	
			標準	93,560	
		41人 ～ 60人	都市部	164,036	
			標準	156,225	
		61人 ～ 80人	都市部	230,477	
			標準	219,502	
		81人 ～ 100人	都市部	296,919	
			標準	282,780	
		101人 ～ 120人	都市部	362,533	
			標準	345,270	
		121人以上	都市部	429,159	
			標準	408,723	

	訓練事業等整備加算	都市部	37,585
		標準	35,796
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	123,784
		標準	117,890
	短期入所整備加算	都市部	10,200
		標準	9,714
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,854
		標準	11,290
	障害児相談支援整備加算	都市部	8,472
		標準	8,069
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,641
		標準	5,373
	避難スペース整備加算	都市部	32,714
		標準	31,157
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	24,444
		標準	23,280
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	8,472
		標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,641
		標準	5,373
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	32,714
		標準	31,157

- （注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。